

技術提案書作成要領

総合評価落札方式（簡易型運用版）

工事名

大野沢作業道新設工事

1 技術提案書の構成

(1) 技術提案書の構成は、次のとおりとする。

【競争参加資格確認申請書】

- ① 提出文書 別記様式 1 - 1
- ② 提出書類一覧 別記様式 1 - 2
- ③ 資格確認通知書の写し及び支店・営業所の場合の所在地確認資料
- ④ 同種工事の施工実績 別記様式 2
- ⑤ (様式 2) に係る CORINS 登録や契約書の写し及び工事内容が確認できる資料
- ⑥ 配置予定技術者の資格・工事経験 別記様式 3
- ⑦ (様式 3) に係る資格者証の写し及び雇用証明並びに経験を証明する資料
- ⑧ 経営・安全管理等の状況 別記様式 4 及び (付表)
- ⑨ (様式 4) に係る退職金共済事業の加入証明書等の写し並びに総合評定値通知書の写し

【技術提案書】 [別記表紙]

- ⑩ 企業の施工実績 別記様式 5
- ⑪ (様式 5) に係る工事成績評定書の写し及び表彰状の写し
- ⑫ 配置予定技術者の能力 別記様式 6
- ⑬ (様式 6) に係る工事成績評定書と CORINS 登録の写し及び資格者証等の写し並びに継続教育証明の写し
- ⑭ 地域貢献の状況 別記様式 7 - 1 及び 7 - 2
- ⑮ (様式 7 - 1 及び 7 - 2) に係る活動実績を証明する資料
- ⑯ ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組(別記様式 8 - 1 及び 8 - 2)
- ⑰ (様式 8 - 1 及び 8 - 2) に該当することを証明する書類

【別添】 工事における賃上げの表明した企業等の技術提案書について

- (2) 技術提案書のサイズは A 4 とする。
- (3) 技術提案書の内容は、簡潔に記載するものとする。
- (4) 単体企業、経常建設工事共同企業体、復旧・復興建設工事共同企業体の提出様式及び添付書類は、「6 提出書類一覧表」に示す様式及び添付書類（資料）を提出すること。
- (5) 各様式の添付書類について、各様式の末尾に添付すること。

また、添付書類（資料）が複数の様式の証明に使用し添付書類（資料）を省略する場合は、「様式〇添付書類（資料）参照」と記載するか参照箇所が確認できる目録を添付

すること。

2 技術提案書の内容

作成する技術提案書の内容は、次表及び様式に基づき記載するものとし、別記様式 1～8 及び別記表紙については、必ず提出する。

記載事項	内容に関する留意事項
【競争参加資格確認申請書】	① 資格確認通知書の写しを添付する。 ② 公告指定地域内に本店がない者は、支店・営業所の所在地と本店との関係を確認できる資料を添付する。
(1) 同種工事の施工実績	① 平成 22 年 4 月 1 日以降に元請けとして、完成、引き渡し完了した工事实績の中から、②に示す当該工事と同種の工事（以下「同種工事」という。）のうち、代表的なものを 1 件記載する。 ② 同種工事は、次の要件を満たす工事とする。 林道規程に定める自動車道の林道又はこれと構造・規格が同程度の森林整備事業用作業道（治山資材運搬路を含む）若しくは保安林管理道の新設・改良・災害復旧工事（設計図書に基づく工事に限る。また、改良・災害復旧工事については契約金額 1200 万円以上の工事に限る。）であること。 ③ 同種工事として記載した工事が各森林管理局・署等発注工事であつ工事成績評価を実施したものである場合には、工事成績評価通知書の写しを提出すること。なお、評定点が 65 点未満のものは、施工実績として認めない。 ④ 施工実績は、工事名、発注機関名、施工場所、契約金額、工期、受注形態等のほか、工事概要（構造形式等）を記載する。 ⑤ 施工実績は、可能な限り、財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）の工事实績情報サービス（以下「CORINS」という。）に登録されている工事から選定する。 ⑥ 共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が 20%以上の工事に限る。 ⑦ 記載様式は、様式 2 とする。
(2) 配置予定技術者の資格・工事経験	① 主任技術者又は監理技術者の氏名を記載する。 なお、技術提案書提出時に主任技術者又は監理技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格の評価が最も低い者で評価する。 ② 1 級若しくは 2 級土木施工管理技士の資格を有する者又は、次のいずれかに該当する者。

- ・ 1級又は2級建設機械施工技士の資格を有する者。
 - ・ 技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は建設部門又は農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」、「農業－農業農村工学」、又は「森林－森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者。
 - ・ これらと同等の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。
- ③ 監理技術者が必要となる工事にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- なお、「これに準ずる者」とは以下の者をいう。
- ・ 平成16年2月29日以前に交付を受けた「監理技術者資格者証」を所持する者
 - ・ 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受講し、平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者は、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」を所持する者
- ④ 主任技術者又は監理技術者が必要となる工事にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が技術提案書の受付日以前に3ヶ月以上ある者。
- ⑤ 主任技術者又は監理技術者の工事経験は、上記①の者が、平成22年4月1日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した同種工事に従事した代表的なものを、次の優先順位に基づき1件記載する。
- ア 主任技術者又は監理技術者又は現場代理人として経験した工事
 - イ 上記以外で経験した工事
- ⑥ ⑤で従事した同種工事が各森林管理局・署等発注工事であつて工事成績評価を実施したものである場合には、工事成績評価通知書の写しを提出すること。なお、評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。
- ⑦ 共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率20%以上の工事に限る。
- ⑧ 共同企業体にあつては、構成員のうち1社の主任技術者又は監理技術者が同種工事の施工経験を有していればよい。
- ⑨ 主任技術者又は監理技術者が申請時に従事しているすべての工事の従事状況を記載し、本工事を落札した場合の主任技術者又は監理技術者の配置予定等を記入すること。

	<p>⑩ 主任技術者又は監理技術者は、契約締結の日から本工事に配置できる者であること。</p> <p>ただし、専任で配置すべき工事にあつては、次に掲げる期間の専任は要しない。</p> <p>ア 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）</p> <p>イ 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間</p> <p>ウ 工事完成通知書の受領後、事務手続き等のみが残っている期間</p> <p>⑪ 主任技術者が、工事現場の相互の間隔が直線距離で 10km 程度又は移動時間（舗装道路 40km、未舗装道路 20km の時速で計算）が 60 分以内の近接した二以上の工事を専任する場合、相互の現場の距離を示した図面又は移動時間を記載した里程図等を添付すること。</p> <p>⑫ 契約締結後、CORINS 等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を解除することがある。なお、病休・死亡・退職等真にやむを得ない場合の外は、技術資料の差し替えは認められない。</p> <p>⑬ やむを得ず配置技術者を変更する場合は、次に掲げる場合等とする。</p> <p>ア 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合</p> <p>イ 工場から現地へ工事の現場が移行する時点（橋梁等工場製作を含む工事の場合）</p> <p>ウ 一つの契約工期が多年に及ぶ場合（大規模な工事の場合）</p> <p>いずれの場合であっても、発注者との協議により交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、同種工事の施工経験が当初配置技術者と同等以上の者を配置しなければならない。</p> <p>⑭ 記載様式は、様式 3 とする。</p>
<p>(3) 経営・安全管理等の状況</p>	<p>① 会社としての経営状況、安全管理の状況、労働福祉の状況、国及び地方公共団体等が発注する工事における不誠実な行為の有無、本社等の所在地、各森林管理局・署等の発注する森林土木工事に係る工事成績評定点（該当なしも含む）を記載すること。</p> <p>② 退職金共済事業に加入している加入証明書は必ず添付すること。</p>

	<p>③ 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入状況確認のため総合評価値通知書の写しを必ず添付すること。</p> <p>④ 記載様式は、様式4とするが、不誠実な行為等に該当する場合には詳細な内容を示す書類を添付すること。</p> <p>⑤ 各森林管理局・署等の発注する森林土木工事で工事成績評価を受けている場合は、過去2年度分（当年度は除き、65点未満も含む）の平均点を計算した様式4（付表）「工事成績評価の平均点計算書」を必ず添付すること。</p>
【技術提案書】	※ 技術提案書の表紙〔別記表紙〕を必ず添付する。
(4) 企業の施工実績	<p>① 各森林管理局・署等の発注する森林土木工事における低入札価格調査の有無及び評定点、工事表彰の有無を記載し工事成績評価通知書の写しを添付すること。</p> <p>② 記載した低入札価格調査対象工事の工事成績評価通知書の写し及び表彰状の写しを添付すること。</p> <p>③ 記載様式は、様式5とする。</p>
(5) 配置予定技術者の能力	<p>① 主任（監理）技術者として従事した東北森林管理局・署等発注工事の実績、技術士（森林土木）の追加保有の有無、継続教育の実績の有無及び取得ポイントを記載する。</p> <p>② 記載した65点未満の工事の工事成績評価通知書とCORINS登録の写し及び資格者証等の写し並びに継続教育の取得ポイント証明の写しを添付すること。</p> <p>③ 記載様式は、様式6とする。</p>
(6) 地域貢献・働き方改革の状況	<p>① 災害協定活動の実績の有無及び内容、国土緑化活動の取組の有無及び内容、ボランティア活動の実績の有無及び内容、防災活動に関する表彰実績の有無及び内容を記載する。</p> <p>③ 記載した活動実績を証明する資料を添付すること。</p> <p>④ 記載様式は、様式7-1及び7-2とする。</p> <p>④ ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組について次に掲げるいずれかの認定の有無について記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等（えるぼし認定、プラチナえるぼし認定等） ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定、プラチナくるみん、トライくるみん認定） ・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定） <p>⑤ 記載した認定を証明する書類を添付すること。</p> <p>⑥ 記載様式は、様式8-1及び8-2とする。</p>

注1) 同種工事の施工実績には、施工証明書、契約書の写し（工事名、工期、発注機関、社印を有する部分及び工事内容が確認できる資料（設計図書等で設計条件が確認できる部分））を添付すること。

なお、CORINSに登録されている各森林管理局・署等が発注した工事を施工実績とする場合については、CORINS登録有無欄にCORINS登録番号を記載することにより工事カルテの写しの添付を省略できるものとする。

注2) 国外での施工実績及び配置予定技術者の経験については、それを証明する施工証明書、契約書の写し、邦文訳等の資料を添付すること。なお、CORINSに登録されている工事を施工実績とする場合については、工事实績カルテの写し（竣工登録工事カルテ受領書、一般データ、技術データ）をもって施工証明書及び契約書に代えることができる。

注3) 配置予定技術者の経験等には、法令の資格を証明するための資格者証等の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係を証明するための健康保険被保険者証等の写し並びに記載した工事に従事したことが確認できる資料（各森林管理局・署等が発注した工事でCORINSに登録されている場合はCORINS登録有無欄にCORINS登録番号を記載することにより工事カルテの写しの添付を省略できるものとする。）を添付するほか、工事内容が確認できる資料（設計図書等）を添付すること。

注4) CORINSで確認できない場合は、入札公告において明示した資格等が確認できる資料の写しを添付すること。

3 総合評価落札方式に関する事項

(1) 評価の基準

① 加算点付与の考え方は、以下のとおりとする。

評価項目	評価基準	評価点
【企業の施工実績】		
工事成績評定点（過去2年間の平均）	森林管理局・署等（他局を含む）が発注した森林土木工事に係る工事成績評定の過去2年間の平均点について評価する。 （評点が65点未満の工事も含む）	配点 14点
低入札価格調査対象工事の有無（過去2年間）	森林管理局・署等（他局を含む）が発注した森林土木工事について、過去2年間の低入札価格調査対象工事の有無、回数、当該工事の成績評点（未評定、低入調査中も含む）について評価する。	
施工に関する表彰実績（過去10年間）	東北森林管理局・署等が発注した森林土木工事に係る優良工事表彰の過去10年間の実績状況について評価する。	
【配置予定技術者の能力】		
配置予定技術者の施	主任（監理）技術者として従事した東北森林管理局・署	

工経験（過去2年間）	等が発注した森林土木工事における工事成績評定の過去2年間の実績状況について評価する。	配点 7点
配置予定技術者の保有資格（主任（監理）技術者）	1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技士を有する主任（監理）技術者が、追加保有する技術士（森林土木）の資格の有無について評価する。	
継続教育（CPD）の取組状況（過去1年間）	主任（監理）技術者の森林分野又は建設系CPD協議会の土木分野の継続教育の有無及び過去1年間の取得ポイントやその他分野の継続教育の有無について評価する。 なお、森林分野以外の取得ポイント証明が複数団体ある場合は、最大の取得ポイントを示す1団体をもって評価する。	
【地域への貢献】		配点 9点
災害協定（防災ボランティア協定を含む）等に基づく活動実績の有無（過去5年間）	東北森林管理局管内における国有林又はその他の災害協定に基づく過去5年間の活動実績の有無について評価する。	
国土緑化活動に対する取組（過去5年間）	東北森林管理局管内における国有林又はその他の国土緑化活動に対する過去5年間の取組実績の有無について評価する。	
ボランティア活動の実績の有無（過去2年間）	東北森林管理局管内における国有林又はその他のボランティア活動の過去2年間の活動実績の有無について評価する。	
緊急応急工事の実績の有無（過去2年間）	東北森林管理局における緊急応急工事の実施対象者の評価以外に、緊急応急工事要請対象者名簿に登録された者についても評価する。	
防災活動に関する表彰実績（過去10年間）	東北森林管理局管内における国有林を初めとした国の機関、都道府県や市町村からの防災活動に関する過去10年間の表彰実績の有無について評価する。	
ワーク・ライフ・バランス等の取組	えるぼし、プラチナえるぼし、一般事業主行動計画の策定、くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん、ユースエールのいずれかの認定等の取得状況等に応じて評価。	
合計		30点

② 施工体制評価点付与の考え方は以下のとおりとする。

評価項目	評価基準	評価点
『施工体制評価』		
品質確保の実効性	工事の品質管理に関する適切な体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案の品質がより確実に実現できると認められる場合	配点 15点
	工事の品質確保に関する適切な体制が概ね確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案の品質が実現できると認められる場合	
	その他	
施工体制確保の確実性	工事の確実な実施に必要な材料調達及び人員確保等の施工体制が十分確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案をより確実に実現できると認められる場合	配点 15点
	工事の確実な実施に必要な材料調達及び人員確保等の施工体制が概ね確保され、入札説明書に記載された要求要件及び技術提案を実現できると認められる場合	
	その他	
合計		30点

(2) 総合評価の方法等

- ① 「標準点」を100点とし、「加算点」の最高点を30点に、「施工体制評価点」の最高点を30点とする。
- ② 「加算点」の算出方法は、上記(1)評価項目(企業の施工実績、配置予定技術者の能力、地域への貢献、施工計画)について評価した結果、得られた「評価点」の合計を、「加算点」に換算して求める。
- ③ 「施工体制評価点」は、提出された技術提案書等及び施工体制確認資料の内容を、上記(1)②の評価項目(施工体制評価(品質確保の実効性、施工体制確保の確実性))について評価した結果、得られた「評価点」の合計とする。
- ④ 価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式は、入札参加者の「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値(標準点+加算点+施工体制評価点)÷入札価格、以下「評価値」という。)により行う。
- ⑤ 欠格がある場合は、入札参加を認めないものとする。

(3) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者の「評価値」の最も高い者を落札者とする。
 なお、落札の条件は、次のとおりとする。
- ア 入札価格が予定価格（税抜き）の制限の範囲内であること。
 イ 発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、落札者となるべき者の入札価格が、予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとする。
- ② 上記①において、評価値の最も高い者が 2 者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(4) 評価内容の担保

実際の施工に関しては、落札者は施工計画に記載された内容により施工すること。工事完了後の検査の際、履行状況について確認を行う。請負者の責により記載内容が満足出来ない場合には、満足出来ない評価項目ごとに、工事成績評定の点数を 3 点ずつ減ずることとする。

4 技術資料の審査に関する事項

技術審査における評価項目ごとの留意点は以下のとおりである。

評価項目	評価対象範囲	留意点	様式及び添付資料
【企業の施工実績】			
工事成績評定点（過去 2 年間の平均）	（期間）過去 2 年間 （工事）森林管理局・署等（他局を含む）の発注する森林土木工事（治山・林道）	森林管理局・署等（他局を含む）が発注した森林土木工事（治山・林道）に係る工事成績評定の評定点について記載する。 （評点が 65 点未満の工事も含む）	【様式 4】 「工事成績評定通知書」の写し
低入札価格調査対象工事の有無（過去 2 年間）	（期間）過去 2 年間 （工事）森林管理局・署等（他局を含む）の発注する森林土木工事（治山・林道）	・ 低入札価格調査の有無を記載 ・ 対象工事がある場合は対象署、工事名、入札年月日、対象工事の無効・未評定・調査中・成績評定点を記載	【様式 5】 ・ 低入札価格調査を受けた工事の「工事成績評定通知書」の写し

<p>施工に関する表彰実績(過去10年間)</p>	<p>(期間) 過去10年間 (工事) 東北森林管理局・署等の発注する森林土木工事(治山・林道)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の大臣、長官、局長表彰の有無を記載 ・ 大臣、長官表彰を優先して代表的なもの1件選択 ・ 個人への感謝状等は対象としない 	<p>【様式5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代表的なもの1件の「表彰状」の写し
<p>【配置予定技術者の能力】</p>			
<p>配置予定技術者の施工経験(過去2年間)</p>	<p>(期間) 過去2年間 (工事) 東北森林管理局・署等の発注する森林土木工事(治山・林道)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定技術者が主任(監理)技術者として従事した工事の成績評定の実績の有無、65点未満の有無を記載 	<p>【様式6】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 65点未満がある場合は当該工事の「工事成績評定通知書」の写し及び「CORINS」(契約～技術者データ)の写し
<p>配置予定技術者の保有資格(主任(監理)技術者)</p>	<p>(資格) 1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技士を有し、かつ、技術士(森林土木に限る)の資格を有する者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術士(森林土木に限る)の保有の有無、取得年月日を記載 ・ ただし、様式3で1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工技士を有すると認められた者のみを対象 	<p>【様式6】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「技術士登録等証明書」(選択科目の森林土木が確認できるもの)の写し

<p>継続教育（CPD）の取組状況（過去1年間）</p>	<p>（期間）過去1年間 （対象）森林分野（認証団体：（社）日本技術士会、（社）森林・自然環境技術者教育会） 又はその他の継続教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続教育の有無、認証団体、前年度の取得ポイント（CPD時間数、ユニット数など）を単位も含めて記載 ・ 取得ポイントは森林分野その他の2区分で記載 <ul style="list-style-type: none"> ・ その他の継続教育は最大の取得ポイントを示す認証団体を優先して1つ記載 	<p>【様式6】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1級の「資格者証」の写し（様式3で添付の場合は省略可） ・ 継続教育の「取得証明書」の写し（森林分野、土木分野、その他別に提出）
<p>【地域への貢献・働き方改革】</p>			
<p>災害協定（防災ボランティア協定を含む）等に基づく活動実績の有無（過去5年間）</p>	<p>（期間）過去5年間 （区域）東北森林管理局管内 （内容）東北森林管理局長（青森事務所長を含む）等の国の機関、県知事、市町村長と締結した災害協定に基づく活動実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動実績について代表的なもの1件を記載（国有林の活動実績を優先） ・ 協定等の締結のみは対象としない 	<p>【様式7-1】</p> <p>「協定書」及び「活動報告書」等の写し（代表的なもの1件）</p>
<p>国土緑化活動に対する取組（過去5年間）</p>	<p>（期間）過去5年間 （区域）東北森林管理局管内 （内容）国有林・民有林での分収造林、分収育林等の緑化活動の実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動実績について代表的なもの1件を記載（国有林の活動実績を優先） ・ 国有林の分収育林には「法人の森」を含む ・ 契約書が個人名義の場合は対象としない 	<p>【様式7-1】</p> <p>「契約書」等の写し（代表的なもの1件）</p>

ボランティア活動の実績の有無（過去2年間）	(期間) 過去2年間 (区域) 東北森林管理局管内 (内容) 国有林でのボランティア活動の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業体の活動実績について代表的なもの1件を記載（国有林の活動実績を優先） ・ 個人の活動実績は対象としない 	【様式7-2】「協力要請文」及び「活動報告書」、「礼状」、「感謝状」、その他活動概要を証明するもの
緊急応急工事の実績の有無（過去2年間）	(期間) 過去2年間 (区域) 東北森林管理局管内 (内容) 緊急応急工事の実績等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急応急工事要請対象者名簿に登録され、緊急応急工事を実施した者 ・ 緊急応急工事要請対象者名簿に登録されている者 	【様式7-2】緊急応急工事の「契約書」の写し登録された「対象者名簿一覧」の写し
防災活動に関する表彰実績の有無（過去10年間）	(期間) 過去10年間 (区域) 東北森林管理局管内 (内容) 防災に関する表彰実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業体の表彰実績について代表的なもの1件を記載（国、県、市町村からの表彰実績） ・ 消防活動や個人の表彰実績は対象としない 	【様式7-2】「表彰状(感謝状)」の写し（代表的なもの1件）
ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組	次に掲げるいずれかの認定を受けている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等（えるぼし、プラチナえるぼし認定等） ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定、プラチナくるみん、トライくるみん認定） ・ 青少年の雇用の促進等に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定等（えるぼし、プラチナえるぼし認定等）※1 ・ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん、プラチナくるみん、トライくるみん認定）※2 ・ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者 	【様式8-1】及び【様式8-2】1～3の全項目について、該当又は該当しないものに○を付けること。 <p>該当を選択した場合、それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し、一般事業主行動計画策定・変更届の写し）を添付すること。</p>

	<p>に基づく認定（ユースエール認定）</p>	<p>雇用促進法」という。）に基づく認定（ユースエール認定）※3</p> <p>※1 女性活躍推進法第9条又は第12条に基づく認定（第9条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係わる基準を満たすものに限る。）、同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）の届出（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。）をいう。</p> <p>※2 次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準に基づく認定。</p> <p>同省令による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置に基づく認定。</p> <p>※3 若者雇用促進法第15条に基づく認定を受けている企業。</p>	<p>【様式8-2】について（「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合）について提出</p>
--	-------------------------	--	---

※ 各事項、過去〇年間の考え方は、簡素化対象工事の該当年度を基準としており、技術提案書作成要領及び各要領様式に掲げた期間の定義は次のとおり。

①「過去1年間」とは、入札公告日の属する年度の前年度4月1日から前年度3月31日

までの1年度間。(令和6年4月1日から令和7年3月31日)

- ②「過去2年間」とは、入札公告日の属する年度の前々年度4月1日から前年度3月31日までの2年度間。(令和5年4月1日から令和7年3月31日)
- ③「過去5年間」とは、入札公告日の属する年度の前年度を含めた5年前の4月1日から前年度3月31日までの5年度間。(令和2年4月1日から令和7年3月31日)
- ④「過去10年間」とは、入札公告日の属する年度の前年度を含めた10年前の4月1日から前年度3月31日までの10年度間。(平成27年4月1日から令和7年3月31日)
- ⑤「過去15年間」とは、入札公告日の属する年度の前年度を含めた15年前の4月1日から前年度3月31日までの10年度間。(平成22年4月1日から令和7年3月31日)

5 施工体制の審査に関する事項

施工体制に関する審査は、提出された技術提案書等、入札書、工事費内訳書及び追加提出された施工体制確認資料(別添資料のとおり。)並びにヒアリングをもとに、次の各項目について行う。

ただし、入札参加者が提出した技術提案書等、入札書、工事費内訳書及び施工体制確認資料の内容により、施工内容の実現性が確認できると認められる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。

なお、施工体制確認資料の提出をしない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したものとしてその者の入札を無効とする。

(1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、施工体制評価点及び技術提案に係る加算点のうち評価項目「技術提案(施工計画含む)」に係る評価点は与えないものとする。

また、審査の結果、施工体制が十分確保されない場合は、「技術提案(施工計画含む)」の評価点を、下記(2)(3)の施工体制評価により得られた満点に対する得点割合を乗じて少数点第2位を切り捨てた数値に補正し、加算点を算出する。

(2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申し込みに係る価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申し込みに係る価格が調査基準価格を満たさないときは、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加算する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績表定点における低評価が顕著になるなど、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある特別重点調査(入札説明書による。)の基準に該当する価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制を

どのように構築するかが具体的に確認できる場合に施工体制評価点を加算する。

(3) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申し込みに係る価格が調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申し込みに係る価格が調査基準価格を満たさないときは、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加算する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある特別重点調査（入札説明書による。）の基準に該当する価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加点する。

6 提出書類一覧表

提出にあたっては、技術提案書作成要領、各様式の※印を確認し、添付記載漏れのないよう提出すること。

【競争参加資格確認申請書】	単体申請	共同企業体(注1)		
		企業体として	代表者	構成員
① 提出文書 ・・・ 別記様式 1-1	○	○	○	○
② (様式 1-2) 提出書類一覧	○	○	○	○
③ 資格確認通知書の写し及び支店・営業所の場合の所在地確認資料	○	○	○	○
④ 同種工事の施工実績	○	○	○	○
⑤ (様式 2) に係る CORINS 登録や契約書の写し及び工事内容が確認できる資料	○	○ 注2	○	○
⑥ 配置予定技術者の資格・工事経験 ・・・ 別記様式 3	○	—	○	○
⑦ (様式 3) に係る資格者証の写し及び雇用証明並びに経験を証明する資料又は CORINS 登録番号	○	—	○	○
⑧ 経営・安全管理等の状況 別記様式 4 及び(付表)	○ 様式 4 付表	—	○	○
⑨ (様式 4) に係る退職金共済事業の加入証明書等の写し及び総合評定値通知書の写し	○	—	○	○
【技術提案書】	単体申請	企業体として	共同企業体(注1)	
【技術提案書】 ・・・ [別記表紙]	○	○	代表者	構成員
⑩ 企業の施工実績 ・・・ 別記様式 5	○	○ 注2	○	—
⑪ (様式 5) に係る工事成績評定書の写し及び表彰状の写し	○	○ 注2	○	—
⑫ 配置予定技術者の能力 ・・・ 別記様式 6	○	—	○	○
⑬ (様式 6) に係る工事成績評定書と CORINS 登録の写し及び資格者証等の写し並びに継続教育証明の写し	○	—	○	○
⑭ 地域貢献の状況 ・・・ 別記様式 7-1 及び 7-2	○	—	○	—
⑮ (様式 7-1 及び 7-2) に係る活動実績を証明する資料	○	—	○	—
⑯ ワーク・ライフ・バランス等の推進の取組 ・・・ 別記様式 8-1 及び 8-2	○	—	○	—
⑰ (様式 8-1 及び 8-2) に該当することを証明する書類	○	—	○	—
⑱ 施工計画の実施手順 ・・・ 別記様式 9	—	—	—	—
⑲ 施工計画の工程管理 ・・・ 別記様式 10	—	—	—	—
⑳ 施工上の課題に係わる技術的所見 ・・・ 別記様式 11	—	—	—	—
㉑ 品質管理方法に対する技術的所見 ・・・ 別記様式 12	—	—	—	—

注1：共同企業体は経常建設工事共同企業体、特定建設工事共同企業体、復旧・復興建設工事共同企業体をいう。

注2：共同企業体として実績がある場合は添付する。

企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。